

日頃より、ツインシティ大神地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。本号では、「ツインシティ大神地区事業開始に向けた事前説明会」の開催報告、「事業計画の縦覧」結果及び平成26年度の準備会会計報告をさせていただきます。

「ツインシティ大神地区 事業開始に向けた事前説明会」を開催しました

平成27年6月18～20日に「ツインシティ大神地区土地区画整理事業 事業開始に向けた事前説明会」を開催いたしました。地権者の皆様には延べ79名の方々にご参加いただきました。



説明会では、8月認可、9月組合設立総会を予定している中で、組合認可後の理事会を経て、速やかに本申出手続きおよび換地計画案の作成を行うことから、申出換地のしくみや申出されない場合の換地方針案、今後のスケジュール等についてご説明させていただきました。

また、立地企業予定者より、まちづくり提案の概要をお話しいただきました。

「事前説明会」質疑応答

Q. 立地企業予定者が途中で撤退となった場合どうなるのか。

A. 基本的に事業用定期借地の場合、企業から更地返還されます。共同化利用街区へ申出された地権者(地権者組織)と組合で、平塚市の北の核に相応しい企業を誘致します。

Q. 申ししない(賛同しない)場合、一方的に換地が決められるのか。

A. ご意向が伺えない方は、換地に関する基本的なルール(換地規程)に則り換地を定めます。

Q. 現在、事業を営んでいる地権者への配慮が欠けているのではないか。

A. 土地利用計画に基づき、事業継続が図られるよう換地を定めてまいります。

Q. 産業系の施設では外国人就業者の労働などを考えているのか。

A. 未定ですが、これまでの事例では国内企業を基本としています。

Q. 売却を申しした場合、売却後に地権者ではなくなるため、組合員ではなくなるが、万が一事業が延びた場合にリスクを負うのは、元の地権者なのか新たな地権者なのか。

A. 売却を希望し申出された場合は、売却後は立地企業者が新たな地権者となります。一般的な民間による売買においては、契約内容(特記事項)により取り決められますが、原則、新所有者が引き継ぐものと考えられます。